東北ブロック競技細則

◆2025年版◆

JAPAN
Ballroom Dance
Federation(JBDF)

JBDF 東北ブロック

JBDF東北ブロック競技細則

第１章　　競　技　規　定

第１条　　東北ブロック（以下本ブロックという）は日本ボールルームダンス連盟の規定に基き競技細則を次の通り定める。

第２条　　【競　技　会】

１．開催競技会

本ブロックで開催される選手権及び競技会の種別と、その内容は次の通りと定める。

《東北ブロック公認競技会》

競技会名称	プロ・アマ区　分	競　技　種　目	
		ボールルーム	ラテン
全東北ダンス選手権	共　通	W・T・F・Qの4種目 準決勝よりVwを含む 5種目総合	C・S・R・Pの4種目 準決勝よりJを含む 5種目総合
東北オープンダンス選手権	共　通		
県選手権	共　通	W・T・F・Qの4種目 決勝よりVwを含む 5種目総合	C・S・R・Pの4種目 決勝よりJを含む 5種目総合
Ｂ級競技会	ア　マ	W・T・F・Qの4種目総合	C・S・R・Pの4種目総合
Ｃ級競技会	ア　マ	2種目総合 WT・WQ・TF	2種目総合 SR・CR・CP
ライジングスター競技会	プ　ロ	W・T・F・Qの4種目中 3種目総合	C・S・R・Pの4種目中 3種目総合
	ア　マ	2種目総合 WT・WQ・TF	2種目総合 SR・CR・CP
Ｄ級競技会	ア　マ	2種目総合 WQ ・TF	2種目総合 SR・CP
ノービス競技会	ア　マ	WまたはT	RまたはC
全東北シニア選手権	アマ	W・T・F・Qの4種目中 2種目総合	C・S・R・Pの4種目中 2種目総合
シニア選手権			
シニアライジングスター競技会			
全東北グランドシニア選手権	アマ	W・T・F・Qの4種目中 2種目総合	C・S・R・Pの4種目中 2種目総合
グランドシニア選手権			
グランドシニアライジングスター競技会			

＊一般アマチュアのライジングスター競技会は全東北ダンス選手権・東北オープンダンス選手権と併催とし、プロアマ共にC級戦と同等とする。

《その他の競技会》

スーパーシニア	アマ	主催県に任せる
大学生		
ユース		
高校生		
ジュニア		
ジュブナイル		

2. 年間開催数

＊アマ(一般)

東北オープンダンス選手権1回、全東北ダンス選手権1回、県選手権10回、B級戦6回、C級戦12回、ライジングスター戦2回とする。

※原則として、県選手権は各県2回、B級戦は各県1回、C級戦は各県2回とする。

(シニア・Gシニア)

全東北シニア選手権1回、全東北グランドシニア選手権1回、シニア県選手権5回、グランドシニア県選手権5回、シニアライジングスター競技会6回、グランドシニアライジングスター競技会6回とする。

＊プロ

東北オープンダンス選手権1回、全東北ダンス選手権1回、県選手権10回、ライジングスター戦12回とする。

※原則として、県選手権・ライジングスター戦とも各県2回と定める。

3. 最低出場組数

競技開催最低出場組数はシニア・グランドシニア・ノービス級は原則2組以上、ほかは原則3組以上とする。開催の可否は主催県連盟に任せる。

4. 全東北クラス選手権のローテーション

全東北クラス選手権は各県持ち回りとし、次のようなローテーションとする。

年　度	東北ｵｰﾌﾟﾝﾀﾞﾝｽ選手権		全東北ダンス選手権	
2024年	第46回	山形県	第72回	秋田県
2025年	第47回	青森県	第73回	宮城県
2026年	第48回	福島県	第74回	岩手県
2027年	第49回	秋田県	第75回	山形県
2028年	第50回	宮城県	第76回	青森県
2029年	第51回	岩手県	第77回	福島県

5. シード

選手権において決勝まで6ラウンド以上となる場合はA級選手をシードにすることが出来る。

6.　競技進行

基本的に下位クラスよりランク順に進行するものとするが、止むを得ない場合は上位クラスからの進行も可とする。また、原則として各ラウンドにおける進出者数を以下の様になるように進行予定を作成することとする。

決　　勝	６組（但し決勝が最初のラウンドになる場合は５組以下も可）
準 決 勝	12組（但し準決勝が最初のラウンドになる場合は7～12組）
最終予選	24組（但し最終予選が最初のラウンドになる場合は13～24組）

※東北オープンダンス選手権（プロ）においては出場組数にかかわらず、各予選・最終予選・準々決勝・準決勝・決勝とする。

※各ラウンドにおいて半数以上を、次のラウンドに進出できる様に進行予定を作成することとする。

第３条　　【出場資格】

1.　選手権及び競技会の出場資格を、次の通り定める。

《東北ブロック公認競技会》

<table>
<tr><th></th><th>ク　ラ　ス</th><th colspan="2">出　　場　　資　　格</th></tr>
<tr><td rowspan="2">プ　ロ</td><td>選　手　権</td><td colspan="2">全てのクラスの選手</td></tr>
<tr><td>ライジングスター</td><td colspan="2">Ｃ級以下の選手</td></tr>
<tr><td rowspan="8">アマ</td><td>選　手　権</td><td>全てのクラスの選手</td><td rowspan="5">競技会当日12歳以上の男子と女子</td></tr>
<tr><td>Ｂ　　級</td><td>Ｂ級以下の選手</td></tr>
<tr><td>Ｃ　　級</td><td>Ｃ級以下の選手</td></tr>
<tr><td>Ｄ　　級</td><td>Ｄ級以下の選手</td></tr>
<tr><td>ノービス級</td><td>新人選手</td></tr>
<tr><td colspan="2">シニア</td><td colspan="2">３５歳以上の男女</td></tr>
<tr><td colspan="2">グランドシニア</td><td colspan="2">５５歳以上の男子（女子の年齢は問わない）</td></tr>
</table>

2.　①アマチュア

JBDF東部、関東甲信越ブロック、東北ブロック登録のアマチュア選手

②プロフェッショナル

東北ブロック プロフェッショナル登録選手（東北ブロッククローズ）

（東北オープンダンス選手権のみJBDF登録選手・全国オープン）

第４条　　【出場規定】

選手の出場規定を次のように定める。

1.　出場義務

登録選手は、その年度内に於ける自己級競技会に出場する義務が課せられる。

2. 出場申込

競技会及び選手権に出場する選手は、特別の指定がある場合を除き、主催県連盟の大会要項に基づき、所定の申込み用紙を提出しなければ出場することはできないが、主催県連盟が認めた場合には出場することができる。

3. 競技会出場の際、自己の持ちクラスから出場しなければならない。自己の持ちクラスが開催されないときは、最も近い上位クラスから出場すること。上位クラスに挑戦する場合は、挑戦するクラスより下位の出場可能なクラス全てに出場すること。但し、プロにおいて、東北オープン選手権に出場する選手は、出場可能な下位の併催競技会に出場しなければならない。(東北ブロック各県連盟登録選手のみ)

4. 出 場 料

本ブロックが主催する競技会及び選手権の出場料は、下記によるものとする。

区 分	金 額	当日申込	備 考
県大会	5,000円	原則受付ない	各県大会の当日申込みの有無は各県連盟に任せる。開催案内文書にその旨を明記すること。
全東北	6,000円	受付ない	

※一般アマチュアのライジンスター戦は全東北戦と同じとする。

※但し、ジュニアとジュブナイルの出場料については、主催県連盟に任せる。

5. 欠場届及び出場取消

出場申込後、出場不能となった場合は、直ちにその理由を具した欠場届を主催県連盟宛に提出しなければならない。

第５条 【選手登録】

1. 本ブロックの各種競技会に出場する選手は、各県連盟を通じて登録しなければならない。

2. 継続登録

既に登録されている選手が、その登録年度から次年度に、その資格を継続する登録。継続登録の時期は毎競技年度終了後、1ヶ月以内とする。
※登録年度(競技年度)とは毎年1月1日から12月31日迄とする。

3. 登録資格の抹消

次に該当する選手は、その登録資格を抹消される。

① 1競技年度以上継続登録をしなかったとき。

② 競技選手として、それにふさわしくない行為のあった選手は、登録先連盟の判断で登録を抹消することができる。

4. 登 録 料

登録	1セクション5,000円	2セクション6,000円
新規登録	1セクションにつき、1,000円を加算する	

＊登録を1回抹消された選手が再度登録をする場合[再登録]とし、登録料は倍額とする。

5. 編入登録

プ ロ	JBDF東部及び広域ボールルームダンス連盟のクラス保持者が東北ブロックへ編入登録する場合、その持ちクラスで登録することができる。ただし年度途中に登録した場合、その年度は、降級対象としない。
ア マ	JBDF東部以外の広域ボールルームダンス連盟のクラス保持者が東北ブロックへ編入登録する場合、その持ちクラスで登録することができる。ただし年度途中に登録した場合、その年度は、降級対象としない。

6. ターンプロ規定

アマチュアA級およびB級の選手がプロフェッショナル登録をしようとするときは、D級として登録することができる。

7. 変更登録

登録内容に変更が生じた場合、速やかに登録先県連盟を通じて、東北ブロック競技部に所定の様式にて届出をするものとする。
この届出を怠り出場した場合は、その結果は無効となることがある。

8. 移籍登録

他団体から移籍する場合、今後他団体への出場をしない事で、これを認める。登録様式にこれを記載する。

第６条　【フィガー規制】

	ボールルーム	ラテン
N級	ボールルーム・ダンス・テクニック	ﾗﾃﾝｱﾒﾘｶﾝ・ﾀﾞﾝｽ・ﾃｸﾆｯｸ(新書)
	テクニック・オブ・ボールルーム・ダンシング【ガイハワード著】	テクニック・オブ・ラテンアメリカン・ダンシング テクニック・オブ・ラテンアメリカン・サプリメント【ウォルターレアード著】
D級以上	自由	自由

※JBDF東部の規制に準じるものとする。

第７条　【服装規定】

ノービス級以上	自　　由
ｼﾞｭﾌﾞﾅｲﾙ・ジュニア	JBDF東部の服装規定に準ずる。

第８条　【音　楽】

音楽は予選から決勝まで最低1分20秒から全曲とする。

第９条　【審査集計結果の掲示】

審査集計表は、予選から決勝まで選手が見やすい場所に速やかに掲示するものとする。

第10条　【オナーダンス】

オナーダンスは、プロ選手権についてはこれを行う。プロ各級も実施が望ましいが、進行上の面で取り止めも可とする。

第11条　【表　彰】

1. 賞金・賞状授与の範囲

プロの賞金は6位まで。賞状は原則としてプロ・アマ共決勝入賞者までとするが、7位以下は主催県連盟に任せる。

2. ジュブナイル、ジュニア

ジュブナイル、ジュニアの賞状、賞品は1カップルにつき2枚、2個を授与するのが望ましいが、主催県連盟に任せる。

3.　プロ賞金

プロに対する賞金は、次の通りとする。

区　分	全東北	県選手権	ライジングスター
優　勝	30,000円	20,000円	10,000円
2　位	20,000円	15,000円	8,000円
3　位	15,000円	12,000円	6,000円
4　位	10,000円	10,000円	5,000円
5　位	7,000円	7,000円	4,000円
6　位	5,000円	5,000円	3,000円

第12条　【審 査 料】

審査員に対し、別表1の通り審査料を支払う。

第13条　1.　【その他の事項】

競技結果の報告

競技会の成績結果は、東北ブロック競技部で各県に通知する。

2.　派遣選手選出

次の成績結果により選出するものとする。(出場有資格者は除く)

〈プロ〉

①スーパージャパンカップ

前年度の年間ポイントランキング上位から順番に選出する。

②日本インター

前年度の年間ポイントランキング上位から順番に選出する。

③全日本ダンス選手権

前年度の年間ポイントランキング上位から順番に選出する。

〈アマ〉

各大会要項により、各県連盟あるいは競技部会で決定する。

※上記①②③の大会に出場する権利が生じた選手は、速やかに東北ブロック競技部事務局に連絡すること。

3.　著作権使用料

ブロック内の統一設定方法による算出料金で申請するものとする。

4.　横断幕の掲示規定

①横断幕掲示の可否は各県に任せ、大会要項にて通知する。

②横断幕は全て同一サイズ、縦・60cm×横・2m50cmとし、掲示枚数は1枚に制限。

③掲示料金は10,000円とする。

④掲示場所、素材、重量等を確認し、事故の無いよう注意する。

第2章 昇 降 級 規 定

第1条　【昇 降 級】

選手のランキングは、1競技年度内の成績により、昇級又は降級を別表の規定により決定し、別表による判定が困難な状態が生じたときには、東北ブロック競技部会において審議し本ブロック理事会の承認を得るものとする。

第２条　【昇降級補足事項】

1. 昇降級規定が適用される最低出場組数は3組以上とする。但し、一般アマチュアのノービス級競技会、及びシニア・グランドシニアのライジング競技会、選手権は2組以上とする。

2. 決勝とは6位まで、7位～8位は準決勝扱いとする。準決勝、最終予選は残った組全員とする。
3. その年度内に昇級した選手は、その年度内は、降級規定の適用を受けない。次年度は、昇級したクラスからスタートする。
4. 公認競技会の競技中、不測の事故傷害で競技出場が不可能となり、公傷と認められた場合は降級規定の適用は受けない。
5. 決勝の前のラウンドは『準決勝』、準決勝の前のラウンドは『最終予選』とする。
6. 全東北大会が、JBDF東部公認の自己級競技会、スーパージャパンカップ、日本インターナショナル、全日本選手権と同時開催の場合、この大会に出場のため全東北を欠場する場合は、予め所属県連盟を通じて東北ブロック競技部事務局に届けることにより、年度末昇降級を検討、審議する。競技部会がその任に当たる。
7. 当日昇級者には開催県連盟が、資格証を授与する。

第３条　【産休規定】

1. 本ブロック産休規定は、期間、申請方法、必要書類等、昇降級　規定の例外規定としてこれを設け、以下は産休を受けたときの付随事項である。
2. 産休を受けようとする選手は、産休申請書に母子手帳のコピーを添付し、登録先県連盟宛に申請しなければならない。
3. 産休は母子手帳の発行日より、1年間とする。
4. 産休を受けた選手の昇降級は、2年度の中で正規の昇降級規定に準じて処理することとする。
5. 産休を受けた選手は、在籍年数に産休の1年間は加えないものとする。
6. 産休を受けた場合でも、登録先県連盟を通じて登録をしなければならない。
7. その他規定で判断できない場合は、本ブロック競技部で決定することとする。

第3章　選 手 規 定

第１条　【アマチュア選手規程】

1. 教師資格を保持している者及びプロフェショナルであることを声明した者は、アマチュアとして競技会に出場することはできない。
2. ダンスを踊ったり、指導する事で必要経費以上の報酬や出演料を得ている者は、アマチュア選手として競技会に出場することはできない。
3. アマチュアとして身分を失った選手が、身分の回復の請願は、登録先県連盟を通じ本ブロック競技部に申請する。本ブロック競技部が、これを検討、審議し、本ブロック理事会の承認を得なければならない。
4. アマチュアとして身分を失った選手が、その身分の回復を請願中にある時は、アマチュア選手として競技会に出場することはできない。
5. アマチュア選手がデモンストレーションに出演する時は、出演願いを登録先県連盟に提出をしなければならない。その場合も必要経費以上の報酬を受けてはならない。

第２条　【プロフェショナル選手規程】

1. プロフェッショナル選手は競技会の審査をしてはならない。但し、アマチュア競技会に限り、届出の上開催連盟及び登録連盟両方の承認を得ればその限りではない。
2. プロフェショナル選手として登録した選手は、プロ教師資格を取得するよう努めなければならない。

第３条　【パートナー規程】

1. アマチュア選手のパートナーは、アマチュアの女子に限る。
2. プロフェショナル選手のパートナーは、限定されない。但し、プロフェショナル選手のパートナーとして出場した女子は、アマチュア選手のパートナーとして出場することはできない。
3. 同性同士のパートナーシップを組むことはできない。

第4章　　附　　則

第１条　　本施行細則は、平成16年1月1日より施行する。

第２条　　本細則によっても判断できない場合、本ブロック競技部会において審議を行い、本ブロック理事会において決議する。

第３条　　本細則施行以降、前規定及び申し合せ事項等は、全てその効力を失うものとする。

第４条　　本施行細則は平成21年1月1日より競技細則とする。

JBDF東北ブロック競技細則

発行責任者　東北ブロック競技部

平成15年12月 1日　　作　成
平成16年 2月 1日　一部改正
平成16年 5月22日　一部改正
平成16年10月30日　一部改正
平成17年 2月 6日　一部改正
平成17年10月 1日　一部改正
平成18年10月14日　一部改正
平成19年12月　8日　一部改正
平成20年11月　8日　一部改正
平成21年8月　8日　一部改正
平成26年2月　9日　一部改正
平成27年2月　8日　一部改正
平成30年2月11日　一部改正
令和2年2月9日　一部改正
令和3年2月14日　一部改正
令和6年11月9日　一部改正
令和7年2月9日　一部改正